

日本バプテスト連盟

憲法改悪を許さない

私たちの共同アクション

ニュースレター

2017年4月26日 No.42

さいたま市南区南浦和 1-2-4 日本バプテスト連盟



憲法審査会の監視

泉バプテスト教会 城倉 啓

0. はじめに

2017年の通常国会（第193回国会）の憲法審査会を「見張り」、そして、その分析から予測される改憲の内容について考え、全国諸教会・伝道所 みなさんに分かち合います。

1. 開催日時

衆議院		参議院	
第193回国会			
170316	幹事の交代：伊藤達也から船田元へ（自民） 緊急事態時の議員任期延長・解散権のあり方 一票の格差・投票率の低下・選挙制度のあり方		
170323	緊急事態時の議員任期延長・解散権のあり方についての意見聴取 参考人①木村草太さん（首都大学東京教授） 参考人②永井幸寿さん（弁護士） 参考人③松浦一夫さん（防衛大学校教授）		

【ここに注目①】

忙しいみなさんにお勧めは、『衆議院憲法審査会ニュース』を読まれることです。ネット環境にある方ならばどなたでも、憲法審査会開催数日後に、政府のウェブサイトから入手できます。発言者名まで分かる簡略版議事録で、2時間の審議も卒なくA4で10ページ以内にまとめてあります。

URLはこちら

http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kenpou.nsf/html/kenpou/news.htm

2. 憲法審査会委員の会派別内訳

衆議院

定数 50 内訳：自民 31 民進 10 公明 4 共産 2 維新 2 社民 1
会長：森英介（自民） 幹事（会長含む）：自民 7 民進 2 公明 1

【ここに注目②】

衆議院憲法審査会で、船田元衆院議員が自民党の幹事として復帰しました。第1次安倍政権の際に自民党の憲法調査会を主導し、改憲手続法成立に寄与した「憲法畑」の政治家です。民進党の枝野幸男衆院議員とも近く、自民党は「自・公・民・維」の枠組みで「できるところから改憲を他会派との協調の中で」という路線に舵を切っています。

3. 3/16 衆議院憲法審査会における審議

※会派略称の右横の数字は発言数です。発言数が多いものは「多数派意見」とみなされ今後取り上げられやすくなります。今回登場した主題は「四角囲み」にしています。

（1）憲法審査会の手続や議題について

	<賛成>	<反対/慎重>
憲法審査会の開催について	維 2・自	⇔ 共
天皇制について審議を	民 2	⇔
「共謀罪」法案の憲法適合性について審議を	民	⇔
7条解散の憲法適合性について審議を	維	⇔ 民

【ここに注目③】

今回は参政権の保障。緊急事態時の国会議員の任期延長と解散権のあり方について絞った審議となりました。逆に「共謀罪」についての審議要求も新たに出ています。確かに憲法問題に触れる法案です。「7条解散」とは慣例となっている「内閣総理大臣に解散権限がある」という考え方のことです。

（2）憲法改正内容について

1) 原則的・全体的な内容の改正

	<賛成>	<反対>
三大原則を変える		⇔ 自
憲法制定経緯への疑義		⇔ 自

【ここに注目④】

上川陽子幹事（自民）は、『押しつけ憲法論』から卒業すべきこと、憲法の三大原理は堅持すべきことは各会派の共通認識」と述べました。党内の右の意見は封じて、とにかくできるところから「お試し改憲」という企図です。

2) 個別の内容の改正

	<賛成>		<反対／慎重>
二院制のあり方の改正	維	⇔	
参議院議員を地域代表と規定	自6・民	⇔	公
地方自治のあり方の改正	維2	⇔	
解散権を制約する改正	民2	⇔	公
緊急時の解散禁止の付加	自2	⇔	
緊急事態条項付加・首相の権力集中	自3	⇔	民3・公2・共2・社
緊急時の衆院議員任期延長	自10・民4	⇔	公・共
緊急時の国会の役割の付加	自	⇔	
教育の無償化の付加	維		
憲法裁判所の新設	維2		

【ここに注目⑤】

「大災害などで国政選挙が行えない場合に、繰延選挙（公選法 57 条）が合憲となるか。合憲だとしても議員が少ない状況で適切な災害時対応ができるのか。衆院解散時の参議院の緊急集会で十分と言えるのか（憲法 54 条）。だから国会議員の任期延長が必要なので憲法に明記すべきだ」という主張が自民・民進から多くなされました。

その一方で緊急事態条項を付け加えて首相に権限を集中させることには多くの会派から反対・慎重意見が出ています。緊急時の首相の解散権停止には自民党が賛成しています。

「緊急時には首相への権限集中ではなく被災地域などへの権限分与こそが必要」との意見に絡めて、参議院の地域代表的性格を明記する（＝「一票の格差」を厳密に適用しなくても良い）憲法改正の主張が今回も多く出されています。

「緊急時」「緊急事態」とは何かという定義も重要論点です。大震災に加えて、武力攻撃を受けた場合なども例示している会派もあります（自民）。

4. 3/23 衆議院憲法審査会

参考人招致された三人の人の意見を表にまとめると次の通りです。

	緊急事態条項	緊急時の衆院議員任期延長	首相の衆院解散権
木村草太さん (首都大学東京教授)	自民党改憲草案にある内容では緊急事態条項付加は危険。文言の意味を詰めて。	災害によって選挙不能でも即座に違憲とはならない。むしろ事前に法律で選挙時期や方法に対処すべき。	党利党略の解散を防ぐ制約が必要。法律で手続を明確にするか、憲法に明記するかどちらか。

	緊急事態条項	緊急時の衆院議員任期延長	首相の衆院解散権
永井幸寿さん (弁護士)	当初災害理由でも、後に戦争・テロ・デモなども付加されうる。法律で対処を。	戦時体制となった過去の教訓から任期延長に反対。参院緊急集会や繰延選挙で対応しうる。	解散権は深い問題。災害時に解散をするのは不適切だから自制が効くだろう。
松浦一夫さん (防衛大学校教授)	日本は大災害多発地域。災害理由の例外を認める憲法改正を。	緊急事態時に任期延長し衆参両院で政府を監視すべき。参院緊急集会だけでは機能しない。	緊急事態条項によって非常時の解散を禁じて政府を監視した方が安全。

5. まとめと展望

緊急事態条項を自民党改憲草案の内容のまま「首相権限強化」「主権者の権利制約」の方向で付加する改憲はしないように思えます。むしろ論点を小さくして、「緊急時の衆院議員の任期延長」や、「緊急時の解散権の制約」という加憲がありそうです。それを下支えするのは「災害時には地方分権こそが重要だ」「災害時にはすべての都道府県から出ている参院議員が必要だ」という主張です。また、緊急事態の政府・国会の対応が適切だったかを事後に検証する憲法裁判所の必要性も主張されています。これらはみな統治機構に関する改憲論です。わたしたちは憲法の41条から99条までを学ばなくてははいけません。

憲法でも法律でも同じですが、まず法改正の「必要性」があるかどうかを吟味すべきです。憲法改正が必要なことからか、法律や条例、政令でも対応できるかを考えることです。その後、「必要性」があるとしてもその法改正を社会が許容できるかどうか「許容性」を吟味しなくてははいけません。

「緊急時」を災害時に限った場合、選挙実施を繰り延べする手続きはすでに公職選挙法で定められています。解散権を制約する法整備も木村草太さんの提案のように法律で可能です。災害時に地方に権限を分与する法整備をすれば被災者支援はより充実することでしょう。「参院の緊急集会で十分」との合意さえあれば、憲法改正の必要性はありません。教育の無償化も法律で対処できます。

仮に「緊急時」を外国の武力攻撃とした場合はどうでしょうか。この場合に首相権限強化や議員任期延長が必要とも考える人も少なくないのではないのでしょうか。しかし、あの悲惨な戦争を引き起こした反省から、日本社会にはそれを認める許容性が無いのです。この場合、憲法9条を個別的自衛権の行使も禁じていると考えるかどうか、ひとりひとりの解釈が問われています。また、「共謀罪」法案との関係で、「緊急時」が拡大して適用される時の人権制約が予想されるため、この点でも許容性がありません。

「共謀罪」法案が審議入りしました。必要性も許容性もない違憲立法です。閣僚の暴言が止まりません。権力をあずかる者に必要な資質は謙抑であることです。より良い権力をつくる自治の努力が求められています。(2017年4月18日記)

シリーズ 「私の譲れないもの」

信教の自由・政教分離と私

ふじみ野バプテスト教会 大島博幸

私の住んでいる地域は、30年ほど前に新駅をつくり宅地開発を始めた、いわゆる新興住宅地域です。駅を中心とした街並みは、ゆったりとした歩道を持つ広い道路があり、整然とした区画の街並みが広がっています。しかし、駅から2キロほど行けばそこは農村地域が広がっています。数百年にわたって形作られた農村共同体が色濃く残っている地域でもあることを、引っ越してきてから知らされたのは、「町内会」総会に出席した時のことでした。

壇上には、地域から選出された市議会議員、氏子総代、農業委員等の役職が座る中、町内会役員の活動報告の中に、「〇〇神社春季例大祭参加」、「新嘗祭参加」等々、いわゆる地域の神社の諸行事が町内会行事の中に併記されていました。引っ越してきたばかりで誰も知らず、恐らく新興住宅地域から唯一の総会者だと思いましたが、その活動報告の後に、「〇〇神社の春季例大祭や新嘗祭で町内会はどんなことをするのでしょうか」と質問しました。そんな質問は今までなかったのでしょうか、怪訝そうな町内会役員や壇上の氏子総代があったことを思い出します。回答は、丁寧に村社としてのその神社の役割と村の関わり合いの歴史が語られたことを記憶しています。しかしこの質問をきっかけに、村の方々と親しくなり、その後この町内会の役員になるよう依頼され、18年になろうとしています。できること、できないことを峻別しつつ、新しい地域と旧来の地域への様々な働きをさせていただきました。8年ほど前、例年のように総会準備をしている最中、古老の役員から、「牧師の大島さんが町内会に関わっているので、政教分離をしっかりしよう」との発言があり、町内会として関わっていた神社への活動を有志の会としたらどうかとの発議が了承されるということがありました。

信教の自由・政教分離がこのような形で、話題になったことに驚きました。しかし関わりを続け、関係づくりを進める中で、互いに生きあうことが、大きな流れや力に立ち向かって行けることもあるとも思いました。

日本の歴史を振り返ると、信教の自由の侵害は、弾圧や強制を伴って様々な形で行われ、1945年の敗戦まで続いたのだと思い知らされます。そうした過去の反省を込めてつくられた日本国憲法は、第20条で、個人の基本的人権としての信教の自由を認め、国家と宗教団体との分離をはっきりと規定しています。なかでも第3項に、「国及びその機関は、宗教教育その他のいかなる宗教活動もしてはならない」

としています。ところがご承知の通り、憲法「改悪」の動きの中で信教の自由・政教分離が曖昧にされようとしています。

政府自民党の新憲法草案では、「国及び公共団体は、社会的儀礼又は習俗的行為の範囲を超える宗教教育その他の宗教的活動を行なってはならない」となっています。これまで、宗教的活動とされたことが、「社会的儀礼又は習俗的儀礼」とみなしてよい場合があるとしています。これは、かつて国家と結びついた特定宗教及び宗教施設への参拝を、「儀礼」として全国民がされた状況がなされたことを思い起こします。そして今後、個人や各宗教団体の信教の自由が保障されない事態を生まれさせる危険を持っています。

政教分離の原則は、一般的には「政治と宗教」の間のことととらえられます。しかしそれだけではなく、実際の・具体的な「国家と宗教団体」の間にあるべき原則をも指しているでしょう。それぞれの固有の分野を尊重し、相互に不当な干渉をしないという原則です。それは、①国家ないし政治権力は、特定の宗教団体を優遇したり、国教化したりしない、②逆に弾圧や強制をしたりしない、③宗教団体は国家と癒着したり、政治上の権力を行使したりしないということになるでしょう。そしてそのことで、一人ひとりの信教の自由が保障され、各宗教団体が自由に安心して活動できるような社会状況を保障するものになると思います。

これからも地域の方々と共に歩み、足もとから信教の自由・政教分離の発言ができ、大きな力にも立ち向かっていけたらと願います。